

業務指示書

セネガル国コミュニティ健康保険制度及び無料医療制度能力強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとし、

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年8月2日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年8月7日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：保健分野に係る技術協力業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／保健財政）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：保健財政分野に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：セネガル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語：フランス語 1：1
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 保健情報管理／モニタリング・評価】

- 1) 類似業務の経験：統計・情報処理（特に保健分野）に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：セネガル 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 ソーシャルマーケティング／啓発活動】

- 1) 類似業務の経験：ソーシャルマーケティング／啓発活動に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：セネガル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語：フランス語 1：1
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年8月14日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・ 郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・ 持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

業務用機材
C/P研修
広報活動

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XOF 1 = 0.187710 円, US\$1 = 112.185000 円, EUR1 = 127.430000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 8月18日(金) 15:00 ~ 17:00
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 208会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／保健財政
保健情報管理／モニタリング・評価
ソーシャルマーケティング／啓発活動

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

79.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年9月8日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

セネガル国コミュニティ健康保険制度及び無料医療制度能力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/保健財政	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 保健情報管理/モニタリング・評価	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： ソーシャルマーケティング/啓発活動	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

セネガル共和国（以下、「セネガル」という）は、2015年まで国連ミレニアム開発目標（MDGs）に沿って保健分野の取り組みを進めてきたが、2015年時点で5歳未満児死亡率が47（出生千対）、妊産婦死亡率が315（出生十萬対）と、MDGs（5歳未満児死亡率：同44、妊産婦死亡率：同127）達成に至らず、依然として地域間や経済水準による格差も存在している。これらの指標の改善が十分進んでいない背景には、特に地方部等で保健医療施設の数が十分でなく自宅から施設までの距離が遠いといった物理的アクセスの課題と、保健医療サービスの利用者が医療費を負担できないという経済的アクセスの課題がある。

かかる背景の下、セネガルは保健医療サービスの量の拡大と質の向上を通じた物理的アクセスの向上と、医療保障制度の拡充を通じた経済的アクセスの向上によるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けた取り組みを進めている。セネガルの開発戦略「セネガル新興計画（PSE 2014-2018）」及び「国家保健開発計画（PNDS 2009-2018）」は、保健システムの強化と社会的弱者に対する医療保障の拡充等を優先課題に位置付けており、2013年にはサル大統領のイニシアティブの下で2022年までのUHC達成を目標に掲げる「国民皆保険開発戦略計画2013-2017（CMU戦略）」が策定された。また、2015年には医療保障庁（以下、「CMU庁」という）が設立され、保健共済組合を通じたインフォーマルセクター向けのコミュニティ健康保険の展開、無料医療制度の強化、医療保険組織改革を目指した他セクターとの協働に重点を置いた取り組みを行っている。JICAは2016年11月15日に「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ支援プログラム」の開発政策借款契約を調印し、セネガルにおけるUHCの達成に向けた取り組みを後押ししている。

しかしながら、CMU庁は設立してから日が浅く、組織自体が発展途上であり、医療保障制度の運営能力の向上が求められている。また、保険者としてコミュニティ健康保険の展開の窓口となる保健共済組合の運営は各コミューン（市・村落自治体：人口規模は5,000~20,000人程度）の責任とされているが、行政からの支援が限られているなか、多くの保健共済組合はオフィスも持たず、住民が無償で活動をしており十分な活動ができていないのが現状である。半数近くの保健共済組合が2016年に設立されたばかりで、加入者管理、医療機関との契約、診療報酬請求審査・支払といった保健共済組合が実施すべき事務の運営能力が不足しているほか、保健共済組合を技術的に支援する役割を担う県連合会・州連合会の機能も不十分である。さらに健康保険制度や診療報酬請求手続きに関する、病院や保健センター、民間薬局等の医療機関の理解促進、並びにインフォーマルセクター住民に対する健康保険制度の広報及び加入促進・利用勧奨が必要とされている。

また、妊産婦及び5歳未満児等を対象とした無料医療制度については、請求審査がCMU庁本部から州支部へと移管されつつある中、請求審査及び還付が滞りなくなされるようCMU庁の州支部・本部及び請求側の医療機関の運営能力向上が必要とされている。こうした状況のなか、コミュニティ健康保険制度及び無料医療制度の着実な運用に資するため、CMU庁を中心とした組織や人材の能力強化を目的とした技術協力プロジェクトの実施が要請された。本プロジェクトは、医療保障制度の能力強化を行うことで経済的アクセスを改善し、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ支援プロ

グラム」による財政支援をより確実にするとともにセネガルにおける UHC の達成を後押しするものである。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

和：コミュニティ健康保険制度及び無料医療制度能力強化プロジェクト

仏：Projet de Renforcement des Capacités du Système d'assurance maladie communautaire et des initiatives de gratuité des soins de santé

英：Project for Strengthening Capacity of Community Health Insurance System and Free Health Care Initiatives

(2) プロジェクトサイト

ティエス州、ジュールベル州、タンバクンダ州から主となる対象県をそれぞれ一県ずつ選定し、同対象県を成果指標のモニタリング等を行うプロジェクトサイトとする。
※署名済み R/D と表現が異なるが、プロジェクト開始後 R/D を修正予定。

(3) プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接的受益者：CMU 庁及びプロジェクトサイトにおける CMU 庁州支部の職員、保健共済組合及び州・県保健共済組合連合会の職員、医療機関の職員等

間接的受益者：コミュニティ健康保険制度及び無料医療制度から益するセネガル国民（特にプロジェクトサイトに居住する最貧困層、妊産婦、5 歳未満児）

(4) プロジェクトスケジュール（協力期間）

2017 年 9 月から 2020 年 8 月を予定（計 36 カ月）

(5) 相手国側実施機関

CMU 庁（保健社会活動省）：

- ・ 長官（プロジェクトディレクター）
- ・ 計画・調査・モニタリング評価局長（プロジェクトマネジャー）
- ・ 健康保険局
- ・ 医療支援局
- ・ コミュニケーション・マーケティング局
- ・ CMU 庁各州支部、他

(6) 上位目標と指標

【上位目標】

セネガルにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジが促進される。

【指標】

- ① 全国的最貧困層の（無料）コミュニティ健康保険加入率が○%以上になる。
- ② 全国でコミュニティ健康保険制度の診療報酬請求の○%が、請求後△日以内に支払われる。

- ③ 全国で無料医療制度の診療報酬請求の○%が、請求後△日以内に支払われる。
- ④ 全国の総医療支出に占める自己負担額の割合が○%低下する。

(7) プロジェクト目標と指標

【プロジェクト目標】

コミュニティ健康保険制度と無料医療制度がプロジェクトサイトにおいて強化される。

【指標】

- ① プロジェクトサイトの最貧困層の（無料）コミュニティ健康保険加入率が○%以上になる。
- ② プロジェクトサイトにおける無料医療制度の診療報酬支払件数が○%増加する。
- ③ プロジェクトサイトにおけるコミュニティ健康保険制度の診療報酬支払件数が○%増加する。

(8) 期待される成果と指標

1) 成果 1

プロジェクトサイトにおけるコミュニティ健康保険制度と無料医療制度の実施支援・管理のため、CMU 庁及び CMU 庁州支部の能力が強化される。

【成果 1 指標】

- ① CMU 庁が、全国の加入者数・率や、診療報酬請求支払件数・額・審査日数、等の情報をまとめた報告書を四半期ごとに公表できるようになる。
- ② プロジェクトサイトにおいて、無料医療制度の診療報酬請求の○%が、請求後△日以内に支払われる。

2) 成果 2：プロジェクトサイトにおけるコミュニティ健康保険制度に関する保健共済組合及び州・県保健共済組合連合会の能力が強化される。

【成果 2 指標】

- ① プロジェクトサイトにおいて、保健共済組合に対する診療報酬請求の○%が、請求後△日以内に支払われる。
- ② プロジェクトサイトにおいて、県保健共済組合連合会に対する診療報酬請求の○%が、請求後△日以内に支払われる。

3) 成果 3：プロジェクトサイトにおいて、コミュニティ健康保険制度と無料医療制度に関連する医療機関の職員の能力が強化される。

【成果 3 指標】

- ① プロジェクトサイトにおいて、医療機関の○%が、定められた期限までにコミュニティ健康保険制度の診療報酬請求ができるようになる。
- ② プロジェクトサイトにおいて、医療機関の○%が、定められた期限までに無料医療制度の診療報酬請求ができるようになる。

4) 成果 4：プロジェクトサイトにおける活動から得られた教訓に基づいて、コミュニティ健康保険制度と無料医療制度を関係機関と連携しながら改善するための CMU 庁の能力が強化される。

【成果4指標】

- ① コミュニティ健康保険制度や無料医療制度に関するグッドプラクティスや教訓をまとめた報告書が年に○回公表される。
- ② 現場や国レベルの医療保障制度関係機関が、運用規則等の改善を協議するための会合が年に○回開催される。

(9) 活動の概要

【成果1活動】

- 活動1-1 CMU 庁及びプロジェクトサイトの州支部の業務実施能力・業務フロー（特にコミュニティ健康保険制度及び無料医療制度の研修・実施支援体制、両制度にかかるデータ収集・分析体制等）及び研修ニーズを把握する。
- 活動1-2 研修計画を策定したうえで、CMU 庁及びプロジェクトサイトの州支部に対する研修やフォローアップを実施する。
- 活動1-3 CMU 庁及びプロジェクトサイトの州支部が各保健共済組合及び連合会の運営を管理・モニタリングする体制を構築・実施する。
- 活動1-4 プロジェクトサイトの州支部における「コミュニケーション・マーケティング計画（※）」を実施する。

（※）開発政策借款「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ支援プログラム」の政策マトリックスにおいて CMU 庁が策定する成果物として規定されている、医療保障制度の普及促進にかかる戦略文書。内容は本指示書の配布資料を参照のこと。

【成果2活動】

- 活動2-1 対象3州（※）におけるコミュニティ健康保険制度の現状についてアセスメントを行う。
- 活動2-2 アセスメント結果に基づき、プロジェクトサイトの保健共済組合及び州・県連合会を対象としたコミュニティ健康保険制度の運用に関する研修計画を策定する。
- 活動2-3 アセスメント結果に基づき、必要に応じてプロジェクトサイトの保健共済組合及び州・県連合会に対し、交通手段や事務機器等に関する機材を供与する。
- 活動2-4 研修計画に基づき、プロジェクトサイトの保健共済組合及び州・県連合会に対する研修やフォローアップを実施する。
- 活動2-5 プロジェクトサイトの州・県連合会が CMU 庁州支部と連携し、各保健共済組合の運営を管理・モニタリングする体制を構築・実施する。
- 活動2-6 プロジェクトサイトにおいて保健共済組合への加入促進・利用促進のための啓発活動を実施する。

（※）署名済み R/D と表現が異なるが、プロジェクト開始後 R/D を修正予定。

【成果3活動】

- 活動3-1 プロジェクトサイトにおいて、コミュニティ健康保険制度と無料医療制度に関する医療機関の職員の能力のアセスメントを実施する。
- 活動3-2 アセスメント結果に基づき、プロジェクトサイトの医療機関の職員を対象としたコミュニティ健康保険制度と無料医療制度の運用に関する研修計画を策定する。
- 活動3-3 研修計画に基づき、プロジェクトサイトの医療機関の職員に対するコミュニ

ティ健康保険制度と無料医療制度の概念や診療報酬請求手続きについてのワークショップ、研修、フォローアップ等を実施する。

【成果4活動】

- 活動4-1 プロジェクトサイトにおけるコミュニティ健康保険制度と無料医療制度の実施上の運用課題や教訓を学ぶ。
- 活動4-2 コミュニティ健康保険制度と無料医療制度が医療費による家計破綻や困窮化を防いでいるか測定するための調査実施に貢献する。
- 活動4-3 上記4.1、4.2の課題分析やインパクト評価を基に、運用規則等を改善する仕組みを構築する（関係機関〔保健共済組合・連合会、医療機関、CMU 庁州支部と本部〕が一堂に会する国・州レベルのワークショップ等）。
- 活動4-4 上記4.3で特定された運用規則等を改善するための対策の実施をモニタリングする。
- 活動4-5 プロジェクトサイトにおいて、保健共済組合を無料医療制度に関与させるための試行的な取り組みを実施する。

3. 業務の目的

本プロジェクトは、プロジェクトサイトにおいて、コミュニティ健康保険制度及び無料医療制度の運用主体であるCMU 庁、保健共済組合、医療機関への研修・モニタリング・機材供与等を通じた能力強化を行うことにより、特に貧困層や乳幼児、妊産婦等の社会的弱者を対象としたコミュニティ健康保険制度と無料医療制度の強化を図り、円借款「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ支援プログラム」による財政支援と組み合わせることで保健医療サービスへの経済的及び物理的アクセスの改善に寄与し、もってセネガル全国におけるUHCの達成を後押しするものである。

4. 業務の範囲

- (1) 本業務は、2017年5月22日付で署名された基本合意文書（R/D）に基づき実施されるプロジェクトにおいて、「3. 業務の目的」を達成するため、「6. 業務の内容」に記載する業務を実施するものである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。
- (2) また、コンサルタントは本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がセネガル側関係者の能力向上であることに留意し、「5. 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。
- (3) コンサルタントは本業務の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、セネガル側関係者に協議・説明のうえ提出する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 全体方針（医療保障制度強化）

本プロジェクトは保健共済組合への加入促進や制度の利用促進を図るのみならず、人々（特に最貧困層）が実際に必要な医療サービスを受ける際に、コミュニティ健康

保険制度や無料医療制度が着実に実施されるよう、これら医療保障制度の運営能力を強化することを主眼とする。具体的には、CMU 庁の本省と州支部、保健共済組合とその州連合会及び県連合会、並びに保健センターや保健ポスト等の医療機関を能力強化の対象とする。

また、現場レベルのコミュニティ健康保険と無料医療制度の運用を国がモニタリングし、得られた教訓や提言を国レベルの制度・政策の改善に反映するための組織的能力の強化も本プロジェクトの業務範囲である。

医療保障制度の実施においては保健医療サービス提供者側の巻き込みも重要であることから、上位目標は「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの促進」とし、医療保障制度に関する研修を医療従事者にも実施する（ただし、サービス供給面の改善は外部条件とし、プロジェクトの成果には含めない）。

なお、無料医療制度への支援は、5歳未満児と妊産婦を本プロジェクトの主対象とする。

(2) プロジェクトの柔軟性の確保

セネガルの医療保障制度は今なお発展段階にあり、制度内容や運用方法が頻繁に変更されている。また、キャパシティ・ディベロップメントを目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート（以下、「C/P」とする）のパフォーマンスやその他プロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる（キャパシティ・ディベロップメントの詳細については、JICA 作成による「キャパシティ・ディベロップメント（CD）～途上国の主体性に基づく総合的課題対処能力の向上を目指して」（JICA 図書館ウェブサイト <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000168138.html> からダウンロード可能）を参照）。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書（含 Project Design Matrix）の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(3) プロジェクトの実施体制

セネガルの保健医療政策との整合性を図る意味でも、実施機関である CMU 庁は保健社会活動省と連携しつつ、本プロジェクトの調整・実施を行うことを合意。プロジェクトディレクターは CMU 庁長官が務め、プロジェクトマネージャーは CMU 庁計画・調査・モニタリング評価局長が務める。なお、合同調整委員会（JCC）の議長は保健社会活動省の官房長官が務める。

(4) プロジェクトのフェーズ分け

本業務については、以下の 2 つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- 第 1 期：2017 年 9 月～2018 年 8 月
- 第 2 期：2018 年 10 月～2020 年 8 月

このため、第 1 期契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA が指示を行い、契約交渉を経て第 2 期契約を締結することとす

る。なお、契約期間分けについては、上記期間に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案できることとする。

(5) インパクト評価への協力

活動 4-2 にあるとおり、コミュニティ健康保険制度と無料医療制度が医療費による家計破綻や困窮化を防いでいるかを測定するための調査実施に貢献することが本プロジェクトに期待されている。持続的な開発目標（SDGs）モニタリングや、その一環でもある UHC モニタリングの観点から、同調査研究の実施をセネガル政府、世界銀行、本邦研究機関及び JICA との間で既に合意している。

具体的には、①世界銀行がセネガルにおいて 2017 年に実施予定の簡易家計調査、及び 2018 年と 2021 年に実施予定の家計調査（Living Standards Measurement Study : LSMS）との連携、②本邦研究機関と JICA による独自の保健共済組合向け調査の共同実施、が予定されており、本プロジェクト活動のインパクト評価を含むデータ収集・分析・論文執筆等を行うことを想定している。

同調査研究の技術的インプットについてはセネガル政府、世界銀行、本邦研究機関及び JICA が行うが、本コンサルタントは主に上記②の本邦研究機関と JICA が現地再委託先を通じて共同で実施する保健共済組合向けの調査において、現地再委託先との契約締結等のロジスティクスの部分について協力するとともに、上記①を含めた調査研究全体にかかる円滑なコミュニケーションの促進に貢献する。②の保健共済組合向け調査における関係機関の役割分担は以下のとおり。

1) 本邦研究機関

- ① 介入パッケージのデザイン及び介入群／非介入群の選定を除く、調査デザインの検討・研究プロトコルの作成
- ② 日本での倫理審査取得
- ③ セネガルでの倫理審査取得申請書作成
- ④ 現地再委託先にかかる TOR 及び調査票ドラフトの作成（ベースライン調査とエンドライン調査をそれぞれ一回ずつ実施予定）
- ⑤ 現地再委託先調査機関候補の選定
- ⑥ 現地再委託先調査員への研修及び教材作成への技術的指導
- ⑦ パイロット調査（本調査の実施に向けて、調査票の内容等を確認するための調査）実施にかかる技術支援
- ⑧ 現地再委託先調査機関による調査データ収集・クリーニングの監督
- ⑨ 探索的データ分析
- ⑩ 調査の進捗管理
- ⑪ 調査論文の執筆及び国際ジャーナルへの投稿
- ⑫ 研究結果の国際会議や学会等での発表

2) 本コンサルタント

- ① 調査研究の実施に関するセネガル政府、世界銀行、本邦研究機関、JICA、及びその他関係機関との連絡・調整
- ② セネガル倫理審査委員会への申請書提出及び承認に関するフォロー
- ③ 現地再委託先の選定に関する契約事務（エンドライン調査のみ）
- ④ 現地再委託先との契約交渉、契約締結、契約管理等の事務（エンドライン調

査のみ)

- ⑤ 現地再委託先の業務に関する進捗管理、調整
- ⑥ 本邦研究機関研究者及び JICA 関係者の現地訪問時の受入、情報提供

本コンサルタントは、本邦研究機関及び JICA と密な連携のうえ、上記をはじめとする調査研究実施に関する事務的支援を行う。

なお、同調査研究に関する現地再委託の選定は本邦研究機関と協議のうえ実施し、2020 年に予定されているエンドライン調査についてはコンサルタントが契約主体として契約締結に係る事務を行うこととする（ベースライン調査は本コンサルタント契約締結前の実施が予定されているため、JICA セネガル事務所が調達・契約する）。再委託費として、見積では第 2 期に 1,000 万円を計上すること。

3) 現地再委託先

以下を含む、ベースライン調査とエンドライン調査の実施

- ① 調査票の最終化
- ② 調査員への研修教材の作成、研修の実施
- ③ 研修教材の英訳
- ④ パイロット調査の実施
- ⑤ 調査員の動員によるデータ収集（本プロジェクト対象 3 州におけるすべての保健共済組合を対象とする）
- ⑥ データエントリー
- ⑦ データクリーニング、記述的データ分析
- ⑧ 本邦研究機関による論文執筆補助、関連データ提供

(6) JICA によるモニタリング・評価への協力

本プロジェクトでは、必要に応じて適宜、運営指導調査を実施する予定である。調査の実施に際し、コンサルタントは、その基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与するものとする。なお、同調査の実施時期や実施の可否については、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、双方確認のうえ決定する。

(7) JOCV やインターンとの連携

本プロジェクトではコミュニティレベルの保健共済組合に対する支援を行うが、よりきめ細かい支援を行うため、JOCV との連携を検討している。また、プロジェクト期間中に、コミュニティ健康保険に関連する調査などを行うインターンを JICA セネガル事務所で受け入れ予定である。コンサルタントは適宜、JOCV やインターンとの連携に協力する。

(8) 国別研修／課題別研修／第三国研修／本邦招へい

本プロジェクトの効果的な実施のため、保健財政や医療保障をテーマとし、第 2 期に 1 回程度のセネガル国外における研修実施を想定している。これらの研修の対象者は CMU 庁の幹部を中心とすることを想定しており、同研修の実施をとおして、セネガルの医療保障制度の強化に必要な取り組みに関し、他国の事例を参考として学び、自国の政策についてより深く検討・協議する場とする。1 回 5 名、2 週間程度を目安

とするが、研修実施国については、日本だけでなく近隣のアフリカ諸国において行う可能性も検討し、医療保障制度の発達段階や取り巻く環境が相似している国からの経験を学ぶことも重視する。

また、技術移転の一環として JICA が C/P に対し、既存の課題別研修や第三国研修、あるいは本邦招へいを行う場合、同研修や招へいの実施は本契約の業務範囲外となるが、コンサルタントは当該研修や招へいの趣旨を十分理解し、候補者の人選及び研修や招へい内容について、JICA をはじめとする関係機関に助言し調整する。

上記いずれの場合も、本プロジェクトの C/P に対して行われる国別研修／課題別研修／第三国研修／本邦招へいについては、受入に係る要望調査票及び要請書（アプリケーションフォーム）の作成、査証取得等その他必要となる手続きに協力すること。

(9) 他ドナー等との連携

プロジェクトサイトのひとつであるティエス州では USAID/Abt が全州的に医療保障制度運営の支援を展開しているほか、ジュールベル州とタンバクンダ州でも Abt が支援を開始・検討しており、世界銀行や World Vision 等も医療保障制度の支援を実施している。コンサルタントはこれら他ドナーの経験や教訓から学び、支援の重複を避けつつ積極的に連携して本プロジェクトを実施する。

(10) スケールアップ及び持続性の向上について

上述のとおり、セネガルの医療保障分野においては既に他ドナーが支援を開始しており、国レベルで研修教材やマニュアル等が整備されてきている。本プロジェクトにおいては、他ドナーとの協働による研修教材やマニュアル等の作成・改訂を行い、プロジェクト対象州にとどまらないスケールアップの可能性を意識すること。その過程においては、プロジェクト成果の持続性の観点からも、C/P のオーナーシップの向上が不可欠であるため、C/P と十分に意見交換を行いながら進めること。

また、本プロジェクトでは、医療保障制度の財政的な持続性について検証するため、活動 4-5 に記載されているように、無料医療制度をコミュニティ健康保険制度に組み込むための試行的な取り組みを実施することが期待されている。現時点では、無料医療制度の対象となっている医療サービスの一部をいくつかの保健共済組合においてコミュニティ健康保険制度の給付パッケージに含めること等が想定されているが、プロポーザルにおいて具体的な介入内容について提案すること。

(11) 進行中・新規案件との相互連携

JICA はセネガルの保健分野において以下の協力を実施中である。また、本プロジェクト実施中に新規案件が開始する可能性もある。コンサルタントは、各案件の専門家と相互協力すること。具体的には、JICA セネガル事務所保健担当者によるオリエンテーションに従って、意見交換、情報共有などを行うこと。

- ① 個別専門家「保健行政アドバイザー」（2004 年～2019 年）
- ② 開発政策借款「UHC 支援プログラム」（L/A 調印日：2016 年 11 月 15 日）
- ③ 有償勘定技術支援「UHC 支援プログラム研修」（2016 年～2018 年）
- ④ 技術協力プロジェクト「保健システムマネジメント強化プロジェクトフェーズ 2（PARSS2）」（2016 年～2021 年）
- ⑤ 技術協力プロジェクト「母子保健サービス改善プロジェクトフェーズ 2（PRESSMN2）」（2012 年～2017 年）

- ⑥ 技術協力プロジェクト「母子保健サービス改善プロジェクトフェーズ 3 (PRESSMN3)」(2018 年から開始予定)
- ⑦ 技術協力プロジェクト「保健人材広域ネットワーク強化プロジェクト」(2015 年～2018 年)
- ⑧ 技術協力プロジェクト「仏語圏西アフリカ医療機材管理者能力強化プロジェクトフェーズ 2」(2015 年～2018 年)
- ⑨ 第三国研修「仏語圏看護師・助産師教員の能力強化フェーズ 2」
- ⑩ 国立保健医療・社会開発学校母子保健実習センター建設計画(2014 年度 E/N 締結、実施中)

(12) 広報活動

本プロジェクトは、アフリカにおいて医療保障制度の実施機関に対する能力強化を目的とした、JICA にとって初めての技術協力プロジェクトである。コンサルタントは、プロジェクトの実施にあたって、本協力の意義、活動内容とその成果をセネガル、日本国民、他ドナー等に広く理解されるよう、ホームページや学会発表、プレスリリース等の手段を用いて効果的な広報に努める。これら広報業務についてはプロポーザルにおいて具体的な内容を提案すること。

(13) ローカルスタッフ

本プロジェクトでは、研修の管理・補佐や連合会を含む保健共済組合や医療機関に対するモニタリング・フォローアップ、及び通訳を含む各種調整業務・ロジ支援等を行うローカルスタッフの配置を認める。ローカルスタッフの雇用を含めた効果的なプロジェクト実施体制について提案すること。

6. 業務の内容

本業務においてコンサルタントが実施する内容は、以下のとおりである。コンサルタントは、Plan of Operation (PO)を参考にし、本業務を効果的かつ効率的に実施する方法や作業工程をプロポーザルにて提案すること。なお、業務開始後に C/P の能力向上の度合いや全体のプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要に応じて業務方法、作業工程を見直すことも可とする。

なお、ティエス州はセネガルにおいて保健共済組合の歴史がもっとも長く、その普及状況も進んでおり、逆にタンバクンダ州は保健共済組合が最近になって導入されたばかりの州である（ジュルベル州は両州の中間程度の位置づけになる）。こうした州毎の普及状況の違いにも留意しつつ事業計画を組み立てること。

また、現時点では対象 3 州それぞれの対象県における正確な保健共済組合数は不明だが、業務量を推定する際にはディエス州の対象県における保健共済組合数は 30、ジュルベル州の対象県では 24、タンバクンダ州の対象県では 12 と仮定すること。

各期に共通の業務

(1) モニタリングシートの作成

R/D に記載されているとおり、6 カ月毎にモニタリングシートを C/P とともに作成し、JICA セネガル事務所経由で人間開発部に提出する。

(2) 合同調整委員会（Joint Coordinating Committee：JCC）の開催支援

少なくとも年に1回JCCを開催し、プロジェクトの進捗を報告し、プロジェクト全体に関する実施方針について合意を得る。

(3) ワーク・プランの作成・合意

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告書、活動の進捗や成果等を踏まえ、各期のプロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（案）に取り纏める。

JICAの確認後、各期でキックオフとなるJCCを開催したうえでセネガル側関係者と協議、意見交換し、業務開始後3カ月以内を目途にワーク・プラン（確定版）として取り纏め、評価指標を含めたPDMを作成したうえで関係者間でプロジェクトの全体像を共有する。

(4) プロジェクト業務進捗報告書/完了報告書の作成

プロジェクト各期の契約終了前に、当該期間の活動状況をプロジェクト業務進捗報告書に取りまとめる。また、最終契約終了時には契約全期間の活動状況を取りまとめ、同報告書に代えてプロジェクト業務完了報告書として取りまとめる。

(5) 広報活動

本協力の意義、活動内容とその成果をセネガル、日本国民、他ドナー等に広く理解されるよう、ホームページや学会発表、プレスリリース等の手段を用いて効果的な広報に努める。

第1期（2017年9月～2018年8月）

(1) 成果1に関する業務内容

- 1)（活動1-1）詳細計画策定調査では、対象3州の健康保険制度の加入状況、保健共済組合の活動状況、無料医療制度の実施体制等に差異があることを確認している。本プロジェクトを開始するにあたり、CMU庁及びプロジェクトサイトのCMU庁州支部の業務実施能力・業務フロー（特にコミュニティ健康保険制度及び無料医療制度の研修・実施支援体制、両制度にかかるデータ収集・分析状況等）についてアセスメントを行い、CMU庁及び州支部の能力強化に必要な研修ニーズを把握する。
- 2)（活動1-2）活動1-1のアセスメント結果を含む研修計画書をC/Pとともに取りまとめ、C/P及びJICAに報告し、承認を得る。同研修計画に基づき、CMU庁及び州支部に対する研修を実施する。研修を計画するにあたって、保健共済組合の管理能力の強化に重点を当てた内容を検討するとともに、第2期に実施するセネガル国外における研修についても本研修計画に含めること。
- 3)（活動1-3）CMU庁及び州支部が、プロジェクトサイトにおいて保健共済組合及び連合会の運営を管理・モニタリング・指導する体制の在り方をC/Pとともに検討し、同体制の構築・実施を支援する。特に成果2や成果3で実施する保健共済組合や医療機関等に対して実施した研修の内容を実際の業務実施に生かすことができているかについて、定期的な訪問指導・モニタリングをする体制を構築し、その実施を支援する。
- 4)（活動1-4）CMU庁が策定した「コミュニケーション・マーケティング計画」に基づき、プロジェクトサイトの州支部がどのようなコミュニケーション・マーケテ

ィング活動を州レベルで計画しているかを把握し、状況に応じて計画の修正や実施の支援方針について C/P とともに検討する。

(2) 成果 2 に関する業務内容

- 1) (活動 2-1) 別途 JICA が本邦研究機関とともに対象 3 州の全保健共済組合向けに実施するインパクト調査のベースライン調査に協力し、その結果も踏まえつつ、CMU 庁州支部の C/P 等とともに対象 3 州におけるコミュニティ健康保険制度の実施状況のアセスメントを行い、保健共済組合（州連合・県連合を含む）の運営能力強化に必要な研修及び機材ニーズを把握するとともに、各州における本プロジェクトの対象県（プロジェクトサイト）を決定する。
- 2) (活動 2-2) 活動 2-1 のアセスメント結果を含む研修計画書を C/P とともに取りまとめ、C/P 及び JICA に報告し、承認を得る。研修を計画するにあたって、CMU 庁が策定しているマニュアルや他ドナーが実施している支援内容を十分に踏まえ、必要に応じてマニュアルの改訂や教材の作成等を行うこと。
- 3) (活動 2-3) 活動 2-1 のアセスメント結果に基づき、プロジェクトサイトの保健共済組合及び州・県連合会に対し、交通手段や事務機器等に関する機材を調達し供与する。供与された機材については管理体制を C/P とともに策定すること。
- 4) (活動 2-4) 活動 2-2 で承認を得た研修計画書に基づき、保健共済組合に対する研修を開始する。

(3) 成果 3 に関する業務内容

- 1) (活動 3-1) プロジェクトサイトにおいて、コミュニティ健康保険制度と無料医療制度に関する医療機関職員の診療報酬請求等にかかる事務能力、及び医療保障制度に対する理解度のアセスメントを C/P とともに実施する。
- 2) (活動 3-2) 活動 3-1 のアセスメント結果を含む研修計画書を C/P とともに取りまとめ、C/P 及び JICA に報告し、承認を得る。研修を計画するにあたって、診療報酬請求等の事務処理だけでなく、医療保障や UHC の概念についての内容も含めること。
- 3) (活動 3-3) 活動 3-2 で承認を得た研修計画書に基づき、医療施設の職員に対するワークショップや研修を開始する。

(4) 成果 4

- 1) (活動 4-1) ワーキンググループ等の機会を活用し、プロジェクトサイトにおけるコミュニティ健康保険制度と無料医療制度の実施上の運用課題や教訓を関係者が共有する方法を C/P と検討し、関係者と合意する。合意した方法に沿って課題や教訓の共有を行い、内容を取りまとめる。
- 2) (活動 4-2) 5. 実施方針及び留意事項の(5)に記載のとおり、本プロジェクトに関連して行われる家計調査や保健共済組合向けの調査を支援する。
- 3) (活動 4-3) 活動 4-1 及び 4-2 の課題分析やインパクト評価を基に、関係機関（保健共済組合・連合会、医療機関、CMU 庁州支部と本部）が一堂に会する国・州レベルのワークショップの実施等、現場で把握された問題点やそれらに対する改善策等に基づき運用規則等を改善する仕組みを C/P と検討し、関係者と合意する。合意した方法に沿って運用規則等の改善について協議し、改善策を提案・策定する。
- 4) (活動 4-4) 活動 4-3 で提案された改善策の実施状況をモニタリングし、さらなる

改善に向けてフォローする。

- 5) (活動 4-5) 無料医療制度の対象となっている医療サービスの一部をいくつかの保健共済組合においてコミュニティ健康保険の給付パッケージに含める等、無料医療制度をコミュニティ健康保険制度に組み込むための試行的な取り組みの可能性について情報収集を行い、C/P と検討したうえで、介入内容を関係者と合意する。

第 2 期 (2018 年 10 月～2020 年 8 月)

(1) 成果 1 に関する業務内容

- 1) (活動 1-2) 第 1 期で実施した研修のフォローアップを必要に応じて行うとともに、第 1 期で策定した研修計画書に基づきセネガル国外における研修を実施する。
- 2) (活動 1-3) 第 1 期で構築した CMU 庁及び州支部の、保健共済組合及び連合会に対する管理・モニタリング・指導体制が機能しているか確認し、必要に応じてフォローアップや体制の見直しを行う。
- 3) (活動 1-4) 第 1 期の検討内容に基づき、プロジェクトサイトの州支部が実施するコミュニケーション・マーケティング計画の実施支援やフォローアップを行う。スケールアップや持続性を高めるためにも、必要に応じて広報ツールやマニュアルの策定支援を行う。

(2) 成果 2 に関する業務内容

- 1) (活動 2-3) 第 1 期で供与した機材が目的どおり使用されているか、管理体制を含めて確認し、必要に応じてフォローアップや追加の機材供与を行う。
- 2) (活動 2-4) 第 1 期で策定した研修計画書に基づき研修を継続し、C/P とともに研修後のフォローアップを行う。
- 3) (活動 2-5) プロジェクトサイトの州・県連合会が CMU 庁州支部と連携し、各保健共済組合の運営を管理・モニタリングする体制の在り方を C/P とともに検討し、同体制の構築・実施を支援する。
- 4) (活動 2-6) 活動 1-4 も踏まえつつ、プロジェクトサイトにおいて保健共済組合が加入促進・利用促進のために行う啓発活動を支援する。支援にあたって、必要に応じて広報ツールやマニュアルの策定支援を行う。

(3) 成果 3 に関する業務内容

- 1) (活動 3-3) 第 1 期で策定した研修計画書に基づきワークショップや研修を継続し、C/P とともに研修後のフォローアップを行う。

(4) 成果 4

- 1) (活動 4-1) 第 1 期で合意した方法を必要に応じて見直し、引き続き定期的にコミュニティ健康保険制度と無料医療制度の実施上の運用課題や教訓の共有を行い、C/P とともに内容を取りまとめる。
- 2) (活動 4-2) 5. 実施方針及び留意事項の(5)に記載のとおり、本プロジェクトに関連して行われる家計調査や保健共済組合向けの調査を支援する。保健共済組合向けの調査に関しては、本邦研究機関の協力の下コンサルタントが契約主体となって現地再委託先を監理し、エンドライン調査を実施する。
- 3) (活動 4-3) 第 1 期で合意した方法を必要に応じて見直し、引き続き定期的にコミュニティ健康保険制度と無料医療制度の運用規則等の改善について関係者と協議し、

改善策を提案する。

- 4) (活動 4-4) 活動 4-3 で提案された改善策の実施状況をモニタリングし、さらなる改善に向けてフォローする。
- 5) (活動 4-5) 第 1 期で合意した介入内容に基づき、無料医療制度をコミュニティ健康保険制度に組み込むための試行的な取り組みを実施し、その結果について取りまとめ、制度の改善に向けた提言を行う。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第 1 期はプロジェクト業務進捗報告書、第 2 期はプロジェクト業務完了報告書とし、それぞれ (3) の技術協力成果品等を添付する。

なお、CD-R を提出しないレポートについても電子データをメール等で提出すること。また、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

期	レポート名	提出時期	部 数
第 1 期	業務計画書 (第 1 期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文: 3 部
	ワーク・プラン (第 1 期) (モニタリングシート Ver. 1 を含む)	業務開始から約 3 カ月以内	仏文: 6 部 和文: 3 部
	モニタリングシート Ver.2	モニタリングシート Ver.1 の提出から 6 カ月以内	仏文: 6 部 和文: 3 部
	プロジェクト業務進捗報告書 (モニタリングシート Ver.3 を含む)	第 1 期契約終了時	仏文: 6 部 和文: 3 部 CD-R: 2 部
第 2 期	業務計画書 (第 2 期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文: 3 部
	ワーク・プラン (第 2 期) (モニタリングシート Ver.4 を含む)	業務開始から約 3 カ月以内	仏文: 6 部 和文: 3 部
	モニタリングシート Ver.5	モニタリングシート Ver.4 の提出から 6 カ月以内	仏文: 6 部 和文: 3 部
	モニタリングシート Ver.6	モニタリングシート Ver.5 の提出から 6 カ月以内	仏文: 6 部 和文: 3 部

モニタリングシート Ver.7	モニタリングシート Ver.6 の提出から 6 カ月以内	仏文：6 部 和文：3 部
プロジェクト業務完了報告書 (モニタリングシート Ver.8 を含む)	契約終了時	仏文：6 部 和文：3 部 CD-R：2 部

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（C/P の実施体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 詳細活動計画
- h) 要員計画
- i) 先方実施機関便宜供与負担事項
- j) その他必要事項

イ) モニタリングシート

規定の様式に従って作成。

ウ) プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（業務進捗報告書のみ）

添付資料

- ① PDM（最新版、変遷経緯）
- ② 業務フローチャート
- ③ 詳細活動計画
- ④ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤ 研修員受入れ実績
- ⑥ セミナー・ワークショップ実施実績（実施した場合）
- ⑦ 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑧ 合同調整委員会議事録等
- ⑨ その他活動実績

注) d)、e) 及び⑦の引渡しリストは完了報告書のみ記載

(2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。

- ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題 (2~3 ページ程度)
- イ) 活動に関する写真 (1 ページ程度)
- ウ) WBS
- エ) 業務フローチャート (A3 版 1 ページ程度)

(3) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接もしくはコンサルタントが C/P を支援して作成する資料 (研修計画書・マニュアル等が想定される) を提出する。各種資料は完成時に JICA 人間開発部及びセネガル事務所に提出するとともに、プロジェクト業務進捗報告書/完了報告書に添付することとする。

なお、仏語の資料については、和文または英文による要旨を添付すること。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

本件に係る業務工程は、2017年8月に開始し、以下の2つの期間に分けて実施することにより、約36ヶ月後の終了を目処とする。

- (1) 第1期：2017年9月～2018年8月
- (2) 第2期：2018年10月～2020年8月

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。効率的、かつ効果的な実施方法をプロポーザルで提案する。

第1期 約 42 M/M
(全体) 約 100 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案できる。

- ア) 総括/保健財政（2号）
- イ) 保健情報管理/モニタリング・評価（3号）
- ウ) ソーシャルマーケティング/啓発活動（4号）
- エ) 業務調整/研修監理/インパクト評価支援

3. 対象国の便宜供与

2017年2月に署名された詳細計画策定調査の協議議事録および2017年6月に締結されたR/Dに基づき、カウンターパートの配置、プロジェクトサイトにおける事務所スペースの提供（電気、水道含む）、コンサルタント自身への特権、免税、プロジェクト業務で使用する資機材の免税等が確保される。

4. 配布資料/貸与資料

- ア) 署名済みR/D（仏文・英文）
- イ) 詳細計画策定調査報告書
- ウ) 「セネガル新興計画（PSE 2014-2018）」（仏文・英文）
- エ) 「国家保健開発計画（PNDS 2009-2018）」（仏文・和文）
- オ) 「国民皆保険開発戦略計画 2013-2017（CMU 戦略）」（仏文・英文）
- カ) 「CMU 庁戦略計画 2017-2021」（仏文）
- キ) 保健共済組合マニュアル（仏文・英文）
- ク) 無料医療制度マニュアル（仏文）
- ケ) コミュニケーション・マーケティング計画（仏文）
- コ) CMU 庁年間レポート 2016（仏文）
- サ) 保健共済組合研修マニュアル（仏文）
- シ) 開発政策借款「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ支援プログラム」政策マトリックス
- ス) その他 UHC 支援に係る専門家報告書等の関連文書

5. 現地再委託

本契約ではインパクト評価の実施に関する現地再委託を想定しており、エンドライン調査分の費用については【第2 業務の目的・内容に関する事項】5. 実施方針及び留意事項の(5)に記載のとおり、第2期に1,000万円を計上すること（第1期に実施するベースライン調査分については、JICA セネガル事務所が実施するため、本プロポーザルに費用を計上する必要はない）。他に現地再委託が必要と判断する場合には、想定される再委託事業について、必要と判断する理由、並びに現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を予定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、具体的な提案を行い、見積に含めること。

なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

6. 業務用機材

本プロジェクトではプロジェクト期間中において専門家用に四駆車2台をJICA セネガル事務所にて調達する予定である。その他にコンサルタントが業務に必要と考える機材があれば、プロポーザルに機材名、必要数、仕様、参考銘柄、現地調達の可否、見積価格、必要と判断される理由、用途等を提案し、別見積とすること。

7. 機材の供与

本プロジェクトでは、主に保健共済組合を対象とした機材の供与を予定している。供与機材としては交通手段としてのバイク、コピー機やコンピュータ等の事務機器を想定しているが、プロジェクト開始後にC/Pとともに保健共済組合を対象にニーズや活用されうるか十分なアセスメントを行ったうえで、内容や数量を決定すること。

なお、機材の供与は本契約の業務範囲として行うため、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り機材を調達すること。また、機材費としては第1期に1,400万円、第2期に1,300万円を計上すること。

8. 別見積

上記6. 業務用機材に記載されているコンサルタントによる提案の機材のほか、第2期に予定されているセネガル国外におけるC/P研修については、現時点で作業の詳細や業務量が明確にできず、正確な見積りを行うことが困難であるため、別見積とすること。

また、【第2 業務の目的・内容に関する事項】5. 実施方針及び留意事項の(12)に記載の広報活動についても別見積とし、効果的な広報業務を提案すること。

9. 通訳備上及び翻訳費

本業務におけるC/Pとのコミュニケーションは主にフランス語で行われ、各種報告書についても基本的に和文及び仏文での作成を想定している。必要に応じて通訳備上及び翻訳費を見積に含めること。

10. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA セネガル事務所、在セネガル日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地業務中における安全管理体制を業務計画書案に記載する。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

